

東日本大震災津波救援・復興県民会議だより

連絡先
いわて労連内
No. 2
2011. 7. 19

7/15 「救援 復興県民会議」 結成後、初の県要請を行う



上—冒頭の要請団を代表して渡辺代表世話人が挨拶
下—宮舘副知事へ要請書を提出する東代表世話人



県庁第2 応接室で行われた副知事要請

宮舘壽喜副知事への要請は、冒頭に渡辺代表世話人が7月9日に県民会議を結成したことの報告を行いながら挨拶をし、東代表世話人が達増知事宛の要請書を提出し、宮舘副知事が受け取りました。その後、鈴木常任世話人が要請書はこの間寄せられた要請を第1次分としてまとめたものと趣旨を説明しました。

要請に対して宮舘副知事は、救援・復興岩手県民会議が結成され活動をすすめている事に敬意を表しますと述べるとともに、県の要請に対して国の対応が遅れている、第3次補正予算は大幅増額を求めたいと話しました。

宮舘副知事「県民会議結成に敬意を表明」。国の「対応の遅れ」を指摘、同時に第3次補正予算での大幅増額を求める

**「弱者への支援は重要、県病再建は新たな場所に建てるには現行上いろいろ障害が」
宮舘副知事**

「救援・復興岩手県民会議」は、結成総会后初めての県要請を7月15日（金）に行いました。

この要請には東幹夫、渡辺喜代子代表世話人と佐藤一則・鈴木露通、斉藤信県議の各常任世話人、加入団体から各代表など全体で10人が要請に参加しました。

この要請に同席した県医労五十嵐副委員長が県立病院の再建問題で、岩手社会福祉労組田中委員長が保育・児童施設問題で、岩手私教連佐々木委員長が私学の被災生徒への支援問題を、さらに岩手自治労連佐藤委員長が被災地における公共建物の復旧・再建と公共サービス向上のためにも自治

体職員への支援を要請しました。

宮舘副知事は、改めて「犠牲者の故郷への思いを継承する、一人ひとりの幸福追求権を保障する」（東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針二つの原則）にふれました。その上で、4人からの要請に対して、弱者への支援については重要だと思ふ、県立病院の再建は新たな場所に建設するには現行上いろいろな障害があると述べました。



3 県立病院の再建を要請する県医労五十嵐さん



長期の視野で「心のケア」要請をと福祉労組田中さん



私学の被災生徒への支援を求める私教連佐々木さん

正味20分程度の副知事要請には、細川農協労

組副委員長、中村いわて労連事務局次長も参加しました。

『要請書』

岩手県知事 達増拓也様

東日本大震災津波救援・復興に関する要請書

東日本大震災津波の復旧・復興にあたり県民の立場からご奮闘されていますことに敬意を表します。

東日本大震災津波から4か月が経過しました。私たちは7月9日（土）の午後1時半より、盛岡市内において「東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議」（略称 救援・復興岩手県民会議）の結成総会を開催しました。この結成総会で、東日本大震災津波被災者の生活と生業の早期の基盤回復を最大の課題とし、復興のすすめ方は被災地を無視した上からの押し付けは許されないという立場で復旧・復興をめざす取り組みをすすめることを確認しました。

つきましては、現在の進捗状況をふまえ下記の要請事項を申し入れます。県として対応できる項目についてはその実現のため鋭意努力をして頂くよう要請し、また国へ働きかけを求める項目は国の関係機関への要請を求めます。

記

1. 被災者の生活再建支援について

（1）被災者の生活資金の確保のためにも義捐金等のすみやかな支給をしてください。

（2）仮設住宅入居者のコミュニティ確保に欠かせない集会室・談話室等をすべての団地に設置するようにしてください。

（3）すでに県に800件を超える苦情が寄せられている仮設住宅の不具合問題について、住民の要望に応じてすみやかに解決するようにしてください。

（4）孤独死を出さないよう、すべての団地に必要な数の相談員の配置と定期的な見回り、相談活

動を実施してください。

(5) 義捐金を収入認定するなど、生活保護を打ち切ることがないように指導してください。

2. 被災者・被災地の生業支援について

(1) 三陸沿岸の漁業の再生・再建に対する全面的な支援を急いで実施してください。

船の確保、漁具、養殖施設、漁港の整備、水産加工施設の復旧・再建など一体とした取り組みをすすめてください。

(2) 生産適期に間に合うよう海中のがれきの撤去・清掃に全力を上げてください。漁業収入が得られまでの雇用確保対策の継続・強化をしてください。

(3) 中小商工業者への支援対策につながる助成の拡充と、再出発ができるよう、いわゆる二重ローン問題の解消につながるものへ充実をはかってください。

(4) 住民の生活と生業の早期基盤回復のために、国庫補助負担率の大幅引き上げ補助対象の拡大をはかるよう国に強く働きかけてください。同時に、県としても災害救助法第23条（救助の種類）1第7号「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を適用して支援を強めてください。

(5) 半壊並びに一部損壊家屋、地盤に被害を受けた家屋に居住していた世帯も支援の対象となるよう被災者生活再建支援法を改正して支援対象を拡大するとともに、支給上限額を500万円に引き上げるよう国に強く働きかけてください。

(6) アスベストなど、深刻な環境汚染が心配されます。環境測定の実施と公表を行ってください。

3. 医療・介護、福祉への支援について

(1) 地域医療に関わる復旧・復興支援

① 被災した高田病院、大槌病院、山田病院の3県立病院の再建を明らかにしてください。

② 再開を希望している開業医に対する公的補助等の早急な支援をお願いするとともに、開業医が利用しやすい制度にしてください。

③ 仮設診療所の建物及び医療機器について、貸与期限後も引き続き使用することを希望する医師・歯科医師には無償での引渡しをしてください。

④ 内陸部で被害のあった医療機関に対する補助をしてください。

⑤ 医師・歯科医師が早急に再興できるよう二重ローンの解消をしてください。

(2) 国保・介護における支援について

① 「免除申請書」の申請が無くても、自己負担無料で医療を継続できるようにしてください。

② 国保税滞納世帯に対し、機械的に短期証・資格書を発行しないでください。

③ 自治体健診を実施してください。その際、集団検診だけでなく、個別健診も検討し、可能な限り多くの住民が健診を受けられるように配慮してください。

④ 仮設住宅付属の介護拠点を早急に整備してください。

(3) 児童養護および情緒障害児施設等の児童福祉施設への支援について

① 被災の影響により、次年度の求人が大幅に減っており児童福祉施設へ措置された児童の進路（自立）の見通しがなかなか立てられないのが現状です。そこで、現行法制度の18歳が過ぎてからの措置延長を、場合に依っては20歳が過ぎてても柔軟に対応できるようにしてください。

② 被災した児童および保護者のメンタル的な支援体制は徐々に整いつつありますが、今後は二次的、三次的な障害も予想されます。そこで長期的な視野に立って「心のケア」が出来るよう、来年3月以降も継続した支援体制づくりをすすめてください。あわせて、県北にも児童家庭センターを整備配置できるよう検討してください。

(4) 保育への支援について

① 現在、被災地の児童公園等の多くは避難所や仮設住宅になっているのが現状です。そこで、子どもたちの心のケアの観点からも安心して遊べる場の整備確保を早急に行ってください。

② 今回の震災を経験して、今の保育園の現状だと子ども全員を果たして守りきれぬか不安を感じています。ぜひ、最低基準を引き上げてください。

③ 震災のとき、保育士たちは使命感をもって

子どもたちを必死で守りました。それは公的な保育の中でこそできたところが大きかったと思っています。公的責任がなくなる子育て新システムの導入はやめてください。

4. 学校・教育への支援について

(1) 東日本大震災で被害を受け、修理・新築が必要な私立学校に対する財源補助を、阪神・淡路大震災の際の実質3分の2補助を下回らないよう、国への働きかけおよび県独自の補助を行い、生徒の教育権を保証してください。

(2) 震災によって保護者の死亡・行方不明、保護者の失職・長期待機、家屋の全壊・半壊の生徒に対し、次の救援対策を講じてください。

① 毎月の授業料について、非課税世帯の国からの支援金2倍額(19,800円)に、さらに9,900円を上乗せした29,700円の授業料免除を行ってください。

② 授業料減免の基準を授業料のみとせず、施設設備費・教育充実費・教材費等、実質「学納金」のすべてを基準にしてください。

(3) 被災生徒の年度途中での転入を受け入れた私立学校に対し、前項と同様の救援対策を講じてください。

(4) 全壊した県立高田高校については、新入生が地元の高校で学び卒業できるよう、3年以内に整備するよう取り組んでください。

5. 福島原発事故対策、脱原発について

(1) ひとたび事故が起これば果てしない放射能汚染が広がる原子力発電への依存をやめ、原子力発電所をゼロにする期限を切ったプログラムを策定し、自然エネルギーの本格的な導入を行うよう政策転換を求める立場を表明し、国に要請をしてください。

(2) 政府及び東京電力の、福島原発事故に伴うあらゆる被害に対して賠償責任を明確にするとともに、被害者(団体及び個人)に対してすみやかに賠償するよう求めてください。

(3) 収束しない放射能汚染に対し、子どもをもつ母親として、いのちの危機を感じています。県として対策部門を創設してください。子どもの安

全を守るため、緊急に、県として放射線量の測定を、幼稚園、保育園、すべての学校および公園など子どもたちの集まる場所で実施し、結果を公表してください。除染などの必要な対策をとってください。

6. 復興財源に関して

(1) 被災地のくらしの再生は、財政的な公的支援が不可欠です。岩手県として特別の財政措置を拡充するために、ムダな公共事業である築川ダムの建設を中止してください。不採算である競馬事業を廃止してください。

(2) 緊急対応にとどまらず、これまでにない復興を促進するには国の補正予算が必要であり、その実現を国に要望するとともに、復興の財源については被災住民のくらしを破壊する新たな増税に反対してください。合わせて、大企業への2兆円減税や米軍への3千億円の思いやり予算などを見直し、244兆円に及び大企業の内部留保の活用を国に求めてください。

以上

結成総会に寄せられたメッセージ紹介

(※ 結成総会には、二団体よりメッセージが届いていましたが、紹介する時間がなかったので誌上で紹介致します。関係者のみなさんにはお詫び申し上げます)

①「新建築家技術者集団・東日本大震災復興支援会議」議長 本多昭一 事務局長 蒲田一夫

「阪神淡路大震災をはじめ近年の大震災の復興は必ずしも成功だったとは言えません。なによりも、被災者の立場に立った施策が不十分だったと言わざるを得ません。そうした中で兵庫県民復興会議などの住民団体が国、県、市町村に提言や要求を出すことによって、改善を実現してきました。

今回の災害でも国の対応は遅くかつ不十分です。また、県や市町村による対応の違いや乱れが随所にみられます。被災者が声を上げることが不可欠であり、県レベルでの被災者・住民組織は大変重

要です。

そうした意味で「東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議」の結成と今後の活躍を心から歓迎し、期待しています。これまでの苦い体験を踏まえて今度こそ被災者主体・住民主体の復旧復興を実現しましょう。

私たち新建築家技術者集団は、使い手主体の建築、住民主体のまちづくりを目指して40年間活動を続けてきた建築・まちづくり専門家組織として、微力ながら全力をあげて皆様方の活動に連帯・協力をさせていただきたいと考えます。ともに頑張りましょう」



「救援・復興県民会議結成総会」の参加者

②「NPOまちづくり神戸」

理事長 本多昭一 事務局長 森元憲昭

「私たち『NPOまちづくり神戸』は、阪神淡路大震災の直後に、被災地住民を中心として、新建築家技術者集団をはじめとするまちづくり専門家の参加を得て、復興まちづくりを進めるため結成され、住民主体のまちづくり活動を専門的に支援・協力する活動を行ってきました。

私たちの神戸での経験では、行政側が設置した『神戸市復興検討委員会』などに住民の立場に立つ学者・専門家が当初からほとんど参加出来ず、検討が始まってからも住民の意見を反映させることが非常に困難でした。その体験から皆さんにお願いしたいのは、行政側の設置する委員会に、民主的な学者・専門家を一人でも多く参加させること、そして、どのような権威であろうと委員会が動き出したら、できるだけひんぱんに、積極的に

執拗に住民からの意見・要求を伝え反映させる運動を展開することです。

皆さんのご健闘を祈念するとともに、微力ではありますが私たちが継続的に支援協力をさせていただくつもりであることを申し添えます」

「救援・復興岩手県民会議」への 加入団体名の紹介

(但し 7月15日現在。順不動で掲載)

1. 日本科学者会議岩手支部
2. 岩手県保険医協会
3. 岩手県母親大会連絡会
4. 自由法曹団岩手支部
5. 岩手自治労連
6. 岩手医労連
7. いわて労連
8. 新婦人の会岩手県本部
9. 日本共産党岩手県委員会
10. 岩手県社会保障推進協議会
11. 新建築家技術者集団岩手支部
12. 岩手私教連
13. 岩手民医連
14. 婦人民主クラブ盛岡支部
15. 岩手県国公共闘会議
16. 岩手県農民連
17. 岩手農民大学
18. 国民救援会岩手県本部
19. 岩手県革新懇
20. 岩手県生活と健康を守る会連合会
21. 一関生健会
22. 盛岡労連
23. 郵産労盛岡支部
24. 消費税をなくす一関の会
25. 岩商連

個人加入者 12人